

## 労働権と所有権：剰員整理手当と年金（及びその他）への影響？

Tonia Novitz "Labour Rights and Property Rights: Implications for (and Beyond) Redundancy Payments and Pensions?" *Ind Law J* (2012) 41 (2) : 136

久留米大学准教授 龔 敏

イギリス労働法では、労働者や労働組合の活動を制限するために使用者の所有権という概念が持ち出されることがしばしばある。これに対し、労働者の所有権は、一般的な概念とはいえない。ところが、近年、イギリスでは公共部門の年金改革等をめぐる政府と公務員労働組合の対立が激しくなっていることを背景に、労働者の所有権という概念は、改めて議論される意義が与えられたように思われる。では、ここで論じる労働者の所有権は、どのような理論的根拠に基づいて導き出されるのか。また、これを論じる意義や問題点は何か。

そこで、今回ご紹介する論文は、市民社会理論等の古典理論から示唆を得つつ、イギリスの剰員整理手当や年金制度改革等をめぐる今日の問題において、労働者の所有権というアプローチの現代的意味を論じたものである。具体的に、本論文は、4つの部分から構成されている。第1は、労働者の所有権の概念を最初に示唆した論説を振り返り、現代においてどのような意味があるかを確認した。第2は、欧州人権裁判所の裁判例を分析することを通じて、労働者の賃金、年金及びその他の給付に対する保護の在り方を検討した。そして、第3は、イギリスの年金改革をめぐる対立について実証的に検討し、労働者の所有権の意義を確認した。第4は、自ら提案するアプローチに対して考えられる批判について回答し、自らの理論枠組を補強した。

著者である Novitz はまず、所有権を含めた自然権を主張し、公益にかかわる例外的場合を除いて労働者が労働の成果に対して完全かつ排他的権利を有すると提唱したジョン・ロックの理論が、二つの意味において今日でも重要な意味を持つと強調した。一つは、後述する欧州人権条約第一議定書の1条（以下、「A1P1」という）に定められた「財産」をめぐる判決を理解するために役立つことであり、もう一つは、その後の理論家たちが描いた遠大な政治改革に根拠を与えたことである。具体的に、アダム・スミスやトマス・ペイン

は、賃金水準について政府が一定の義務を負うだけでなく、労働者がそれについて交渉する際に、政府が制限を加えてはならないと主張した。また、トマス・ペインは、税金の公正分配を目指し、全国民年金受給権を提唱したのに対し、ジョン・セルウォールは労働者による団体行動への制限をなくすことも含め、有効な立法手段を通じてより安定した財産分配がなされねばならないとして、労働者の民主参加と集団的代表権を主張した。最後に、パディー・アイルランドとアメリカ法学者のチャールズ・ライクの学説から、賃金以外の年金給付等についても所有権の観点から論じる可能性が示された。以上のように、Novitz がこれらの政治的主張を整理したのは、労働者の所有権の意義を確認し、団体交渉及び団体行動に対する法的保護との持続的関連性を説明する際にイデオロギーを与えると考えたためであった。

では、このように古くから認識された労働者の所有権は、欧州人権条約により保護されているだろうか。この点、Novitz は賃金、各種給付金及び年金、団体交渉の取扱いという三つの問題につき、欧州人権裁判所に持込まれた裁判例の分析を通じて、労働者の所有権に関する欧州人権裁判所の立場を明らかにした。まず、賃金は A1P1 により「平穩に享受する権利」が保障される「財産 (possessions)」であるため、国家は賃金が不当に控除されないよう適切な法的メカニズムを確保しなければならないことが明らかであるが、当初同裁判所は、契約上の根拠を超えて賃金受給権を認めることに慎重であった。だが、その後、同裁判所は労働者の「法的期待」という概念を次第に確立し、特に年金の分野については適用を拡大し続けた。この概念は A1P1 に基づく特有の概念であるが、賃金控除だけではなく、税金により拠出される福祉給付金にも保護を与えうる。最後に、Novitz は所有権と団体交渉をリンクさせたスミス、ペイン、セルウォールの論説を支持する立場から、欧州人権裁判所に対しても、

A1P1に基づく所有権から団体交渉権を認める判決を下すことへの期待を示したものの、その期待は外れることとなった。

このように、欧州人権裁判所は、A1P1に基づく「財産」への保護と「法的期待」という概念を用いて、賃金だけではなく、年金等の給付に関する労働者の権利に保護を与えたといえよう。では、イギリス国内ではどうか。

まず、2009年に労働党政権が剰員整理手当のコストを抑えるために、1972年国家公務員年金法の規定に反して公務員労働組合と合意せずに国家公務員保障制度を変更した事案について、裁判所は、同制度に基づく剰員整理手当が「行政上の給付」として1972年法の保護を受けることから、変更された制度は施行できないと判断した。Novitzによると、この判決の趣旨は、同制度への変更が一切認められないのではなく、法律上それが特定の方法（すなわち労働協約）を通じてなされる場合には変更できるとのものであった。

そして、2010年成立した連立政権も公務員組合との交渉が失敗したため、新たな法案を提出し、公務員補償制度の変更において前提条件とされる労働組合の同意を廃止することを図った。そこで、人権共同協議会は、欧州人権裁判所と同様の理論枠組に従って、同法案がA1P1に基づく所有権への「法的期待」に反すると指摘した。これについて、Novitzは、二つの問題点を指摘した。一つは、同協議会はA1P1に基づく所有権の期待だけを認め、公務員組合が主張した人権条約11条に基づく団体交渉権への期待を認めなかったが、この二つの期待をめぐる議論はきれいに切り離せない。もう一つは、前述の「法的期待」という概念は、新たに労働市場に参入した者や参入する見込みのある者は含まれないため、その射程が狭すぎる。

その後、人権共同協議会の反対にもかかわらず、2010年年金法は裁可を受けて成立したため、Novitzは、同法の適法性について司法判断を下したMcCombe裁判官の判示を中心に検討した。その結果、同判決は、剰員整理手当の条件がA1P1における「財産」に含まれるため、正当な理由がないと介入してはならないとの判断枠組を示したが、実際の判断には、

政府に対してより幅広い裁量権を与えることが意図されていた。

ただし、Novitzは、剰員整理手当よりも、年金問題についてA1P1に基づいて訴訟を提起する余地が大きいと考え、現在公共部門の年金改革をめぐる激しい対立についても、ハットン議員の答申と政府の姿勢を中心に検討した。ただし、国の給付金や公共部門の年金に対する政府の変更措置に対して、裁判所の司法審査はA1P1の議論に焦点をあてなかったため、最終的にやはり失敗したとNovitzは考える。

最後に、Novitzは労働者の所有権アプローチについて考えられる批判や指摘について反論を試みた。なかでも最も力を入れて反論したのは、労働者は裁判所で人権を訴えるよりも、事実上組織して集団的に行動すべきであるという有力説に対してである。Novitzは、同見解が捉えている「人権」像は、内面的に個人主義的なものであり、プロセスよりも目標達成に取りつかれているが、それが正しい認識ではないと鋭く指摘した。すなわち、Novitzが提言した労働者の所有権としての人権は、プロセスを重視するものであり、集団的行動とも矛盾しないと理解される。そして、公共意識、国家政策及びA1P1に関する訴訟に影響を与えようとする点において従来の哲学伝統とも異なるのである。

このように、本論文は、イギリスの年金制度改革を意識した論文ではあるが、過去の市民社会理論に登場した所有権の概念を再定義し、すべての労働者の権利保護に資する独自の規範的根拠として労働者の所有権を提言したことに重要な意味をもつ。著者にも強調されたように、たとえば、すべての労働者に公正な賃金を保障する根拠となりうるだけではなく、賃金の公正さを保証するための手段となる団体交渉と団体行動も根拠づけうる規範的概念になると思われるが、実際には、どのように展開されうるかが興味深い。

きょう・びん 久留米大学法学部准教授。最近の主な著作に「労働契約における黙示義務の創設」『季刊労働法』234号192頁、2011年。労働法専攻。